

三重県地域調達型一般競争入札等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域調達型一般競争入札等を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域調達型一般競争入札等 物件関係を対象とする入札(見積合せ)において、地域産業育成のため、政策的に、入札等に参加する者の事業所の所在地を限定して実施する一般競争入札及び三重県電子調達システム(物件等)の随意契約(公募型電子競争見積)をいう。
- (2) 調達地域 地域調達型一般競争入札等の対象地域をいう。
- (3) 地域事業者 調達地域にある本社、支店又は営業所等で三重県電子調達システム(物件等)に利用登録された事業者をいう。

(実施要件)

第3条 地域調達型一般競争入札等の実施にあたっては、公正な競争を確保するため、次に該当しなければならない。

- (1) 地域事業者が複数存在すること。
 - (2) 「政府調達に関する協定」(WTO)の適用を受けないものを調達するときは、調達地域を県内とすること。
 - (3) 予定価格が300万円以下の消耗品(消耗品費で購入するもの)及び備品(備品購入費で購入するもの)を調達するときは、調達地域を発注所属の所在地により別表1の地域に限定した地域内(以下「限定地域内」という。)とすること。ただし、本庁の発注所属にあっては適用の対象外とする。
- 2 地域事業者の存在は、三重県電子調達システム(物件等)利用登録者の一覧表により確認するものとする。

(調達地域の特例)

第4条 前条第1項第3号の調達地域の特例として、次のとおり定める。

- (1) 特殊な物品等の調達で地域事業者が複数存在しない場合には、調達地域を隣接する限定地域内若しくは県内全域等に拡大するものとする。
- (2) 調達地域を限定地域内として見積合せを行い応札者がなかった場合又は落札者がなかった場合には、再度見積合せ時に調達地域を県内全域とすることができる。
- (3) 予定価格が300万円を超える場合であっても、三重県全域の他の地域で同種同様の入札が同時期に実施されることにより、事業者の公平、公正性が確保されているときは、限定地域内とすることができる。

- (4) 三重県少額物品・役務等調達基準第7条第1項による調達を行う本庁所属については、本要綱に基づいて行う調達（三重県少額物品・役務等調達基準第7条第1項各号に掲げる場合に該当するものに限る。）に前条第1項第3号ただし書きを適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

| 限定地域の区分 | 該当市町 |
|------------------------|------------------------------|
| 桑名地域（桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡） | 桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町 |
| 四日市地域（四日市市、三重郡） | 四日市市、菰野町、朝日町、川越町 |
| 鈴鹿地域（鈴鹿市、亀山市） | 鈴鹿市、亀山市 |
| 津地域（津市） | 津市 |
| 松阪地域（松阪市、多気郡） | 松阪市、多気町、明和町、大台町 |
| 伊勢地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡） | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町 |
| 伊賀地域（名張市、伊賀市） | 名張市、伊賀市 |
| 尾鷲地域（尾鷲市、北牟婁郡） | 尾鷲市、紀北町 |
| 熊野地域（熊野市、南牟婁郡） | 熊野市、御浜町、紀宝町 |

※所属が発注する際に出張所を納品先とする調達については、調達地域を当該出張所の所在地による限定地域内とする。ただし、複数の出張所を納品先とする調達については、調達地域を発注所属の所在地による限定地域内とする。

※第4条第4号により、本庁所属が行う三重県少額物品・役務等調達基準第7条第1項第2号に掲げる場合に該当する調達については、調達地域を納品先の所在地による限定地域内とする。